

関係法令

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）

（費用徴収）

**第 31 条** 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第 15 条第 3 項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- 二 事業主が徴収法第 10 条第 2 項第 1 号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第 26 条第 2 項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

②～④ （略）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）（抄）

（事業主からの費用徴収）

**第 44 条** 法第 31 条第 1 項の規定による徴収金の額は、厚生労働省労働基準局長が保険給付に要した費用、保険給付の種類、徴収法第 10 条第 2 項第 1 号の一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定めるものとする。